令和元年度　第５回大阪府青少年健全育成審議会特別部会　議事概要

■日　時　　令和元年11月13日（水）13時～15時

■場　所　　大阪府新別館北館１階会議室 防災活動スペース２

■出席者　　角野委員、曽我部委員、園田委員（部会長）、八山委員　（五十音順）

■内　容

事務局　ただいまから令和元年度第５回大阪府青少年健全育成審議会特別部会を開催します。本日は特別部会委員7名中4名の出席をいただいておりますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。なお本日はオブザーバーとして、府警本部少年課さんにもご出席いただいております。この後の進行につきましては、園田部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

部会長　それでは早速議事を進めてまいりたいと思います。これまで審議を進めてきました内容を報告書にまとめ、総会で報告させていただくにあたり、対応策の部分を中心に確認し議論を深めたいと思います。ではまず資料1から3について事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局　資料の１～３について説明

部会長　基本は昭和60年の最高裁判決に沿った形で条例改正を行ってはどうかという意見が大勢であったということですかね。具体的には、現在は、威迫、欺罔、困惑による性行為だけれど、それプラス自己の性欲を満たすためにだけ児童に対してそういう性行為を行うような行為も規制するということで、大阪府の条例を若干広めるっていう趣旨ですよね。

まず、威迫を伴うようなものについては、不同意性交罪として規定するように、積極的に国に働きかけていくということも報告書の中には入れる必要があるのではないかと思います。

それから、青少年を性的に弄ぶような行為を処罰することについてですが、当然犯罪行為として規定するわけですから、犯罪行為の明確性の原則から見て、条文化は十分にクリアできるのかというあたりをご議論いただければと思います。それから、欺罔とか困惑のケースについても、不同意性交罪という形で、刑法に規定するべきだという意見も結構強い。条例の現状というのは、かなり隔たりがあるということですが、そういう隔たりのある状態で条例を手直ししていくことについて、果たして合理性があるかと考えています。前回は、刑法の改正として働きかけるのは大いに結構だけれども、刑法で改正されるまでの状態を何とかしないといけないということで、それまで大阪府の条例を拡張して、改正案を提言することも意味があるんではないかというようなご意見が、出されていました。

委　員　今、前回のご意見伺いましたけど、私も全く同意見で、そもそもその不同意性交罪というものが今後、果たして刑法に盛り込まれるかはまだ不透明ですし、私自身はかなり懐疑的です。想定しているのは、成人男性女性の間の話ですけれども、明確な同意がある場合ってなかなか少ないですし、それを盛り込んだときに、後から「同意がなかった」といくらでも被害が言い出せることになりかねないので、私はどちらかというと反対でもあって、動向について確実ではない中で、大阪なりに現状救えていない部分を救っていくことは意味があるのではないかと思っております。

ですので、刑法に不同意性交罪が盛り込まれたら、また検討すればいいのではないかと思っております。何回も申し上げていますが、構成要件の明確性については、どこまでいっても明確性に問題があることは否めません。例えば、現行の威迫、欺き、困惑と言っても、どういうものが威迫でどういうものが欺きと言えるか、困惑と言えるかは、やはり不明確さがどうしても残ってしまっているものだと思います。ですので、そこはある程度折り込まれているものとして、その範囲内でいかに明確性を担保できるかということで考えるしかないのかなと思っております。

委　員　条例の文を見たら、「威迫し欺き又は困惑させて、当該青少年に」ってなっていますよね。大阪府の条例であえてここまで間口を狭めず、間口を広げた方がいいだろうということですね。

また、子どもがどこまで説明できるか。今の子どもって、ほとんど単語でものを言うから、聞かれないと言えないという状況になります。同意か不同意なのかも騙されてしまうという状況にもなるので、現行規定の趣旨・目的で子ども達を最大限守るという観点から言うと、間口を広めるというよりも、条例の中で書かれている三つの項目は、最高裁のだって当然中に入っていると言う想定で、そちらへ移行した方が、子どもは救われるのではないかと思っています。

委　員　一つの論点について意見がわかれていることもあった一方で、そもそも観点がバラバラだったということもあって、こういうまとめ方にしているのでしょうか。最高裁判決に準じたものにすることが考えられるということでいうと、もう少し明確化の工夫はいるのかなと申し上げたとは思います。ただ一方で、実際難しいとは思います。

刑法改正を待つかどうかについては特段の意見はないですが、それぞれごもっともだと思うので、決めていただければと思います。

今の大阪府条例では性的目的で、かつ威迫・欺罔・困惑という要件になっているけれども、この取りまとめのような方向になるとすると、専ら性的欲望を満足させる目的で、欺罔・威迫・困惑させてっていう、今は「かつ」になっているけれども、「又は」になるようなイメージになるのかなと思います。

「専ら性的欲望を満足させる目的で、青少年に対して性行為又はわいせつな行為を行うこと」とすると、目的で限定するっていうのは、他の法令にも例があるので法文として成り立つように思いますが、書きぶりを議論すべきだと思われます。

他府県の条例で気になるのは、淫行またはわいせつな行為をしてはならないって書いてあって、淫行について判例の定義があるわけですが、わいせつな行為というのは、わいせつ物公然頒布罪の定義が使われているということですが、そうするとわいせつについて単に性的欲望の対象として扱っているとしか思えないという部分が全然かかっておらず、それで本当に良いのかと思いますので、条文を起案するときには、その辺りにご留意いただければと思います。

なにか例示を挙げて、「専ら性的欲望を満足させる目的で」とするのがいいのか、単に「専ら性的欲望を満足させる目的で」と書けば良いのか、そのあたりは依然としてわかりません。

部会長　例えば、高校生同士でお互いに付き合ってもいない、好きでもない。しかしなんとなくそういう関係になってしまったということが、あると思います。そういう場合は処罰されるのですか。

専ら性欲を満たす目的でということで、男性であるか女性であるかは関係ないでしょう。そうすると、男子高校生と女子高校生がなんとなくそういう関係になってしまったっていう場合、お互いに性的な好奇心を満たす目的で、なんとなくそういう関係をもってしまった場合は、両方とも処罰されることになるのでしょうか。実際処罰されないと思うのですけど、処罰されない場合、どういう理由で処罰されないのでしょうか。

もし条例改正した場合、専ら性欲を満たす目的で、わいせつ行為、性的行為を行うということも間口広げるわけでしょ。広げた場合に、もしそうなって、お互いに親に知られ、問題になったという場合、あるいは学校の先生が知ることになって、例えば女の子が妊娠したとかで知って問題になった場合、どうなるのですか。両方とも処罰されるのですか。

事務局　逆にそこも含めるかどうか、それとも含めるべきではないというご意見等々先生方からあればお伺いしたいです。なお、青少年条例で、18歳未満は罰しない青少年除外の規定がございます。なので、罰則の対象にはなりません。

部会長　例えば、18歳以上の大学生と高校生がなんとなくそういう関係になってしまった、で、女子高校生が妊娠してしまう、という場合、男子大学生は処罰されるのでしょうか。そういう関係になること自体が犯罪行為だということですよね。専ら性欲を満たす目的で、威迫もないし、困惑させることもないし、欺罔もない。ただ2人でいて、なんとなくそんな感じになってしまって、性的な関係を結んでしまったという場合。

条文作る以上は、はっきりと明確に線引きできるものが望ましいわけで、曖昧さは残るんだけど、あとは運用でしっかりやりますとかいうのは、やはり、刑事立法のあり方としてはどうかなという気はします。だから今のようなケースは、2年以下の懲役に該当するような犯罪行為なのかなという気はしますけど。

委　員　大学生と高校生だったら、それは大学生がちゃんと考えなきゃいけないのかなと。問題は、18歳の高3同士がどうなるのかを考えていました。

部会長　不同意性交罪と同じで、いま議論されている不同意性交罪というのは、単に同意がない、消極的同意はだめで、極端なこと言うと、積極的な同意があるもの以外は全部処罰しろという主張になっていますから、かなり問題だと思いますが、やはり客観的な行為で限定するということをしないと、かなり恣意的な内容になりかねないと思います。

この淫行罪ついても、専ら自己の性欲を満たす目的でとなっているが、弄ぶとはどういうケースが該当するのかと思うのです。

委　員　18歳と17歳の高3同士で、18歳になった方が弄んでいるという図式がちょっと想定しがたいです。お互い真摯な交際に基づいてないっていうことで性行為に至るケースはきっとあるでしょうけれども、それは弄んでいるという文言にはならないのではないですか。ある程度判断能力がある方とない方、例えば消費者と事業者みたいな、そういった形の判断能力の差を利用しているというイメージなのかなと。ただ、18歳の誕生日前後で判断能力はすぐには変わらないと思うので、そういったものをどういう要件で除外するのかはまた考えなければなりませんが、そこは対象外になるというイメージではあります。

部会長　ちょっとうろ覚えで申し訳ないですけど、外国の立法では、被害者との年齢差が5歳、10歳と区切っているケースもあります。5歳未満であれば処罰しない5歳以上ならば青少年に対して、性欲を満たす目的があったと考えているケースもある。だから、何らかの限定がいるのではないかという気がします。専ら性欲を満たす目的でとは、具体的にどんな行為がそれに該当するのか。街でよくナンパしたらとかいう話聞きますけれども、そういうことですかね。

委　員　ネットでしょうね。ネットで出会って、好きと言われて、恋愛関係のようになっていく場合。

部会長　その場合、困惑には当たるのでしょうか。

委　員　困惑に当たると今までされてこなかったと思います。証言の必要性というところで、困惑の要件を満たすというまで引き出せるかというとなかなか難しいというところに、端を発しているのかなと思います。

部会長　単に自己の性欲を満たす目的で、の方がもっと立証が難しい気がします。専ら自己の性欲を満たす目的でやりましたっていうのはどうやって立証するのかなと。

刑法の準強制性交では、「抗拒不能」という言葉使いますよね。「抗拒困難」といった文言を条例に持ってくるというのは、どうかと思います。つまり断りづらい状況に乗じて、性交があったというものです。

委　員　そもそも今回の議論の発端は、立証上の困難を、実体法を広げることで何とかできないかというところだったと思います。「抗拒困難」の文言にしたところで同じ問題は残ると思いますので、そういったアプローチには限界があるように感じます。

他方で明確化が必要だという問題もあります。18歳と19歳、継続的な交際ではないけれど、短期間一定の恋愛関係があったというのはよくあると思うのですが、そういうものも条文では処罰可能だが、起訴裁量の判断で除外するという建付けは、研究者として受け入れ難いという部会長のご意見はよくわかります。難しい問題ですが、確かに客観的な行為が例示できれば望ましいと思いますが、それは検察官のおっしゃる立証との折り合いがつくような文言で、行為の限定ができれば一番望ましいとは思います。

話は変わりますが、条文に書き込むことは難しくても、解説等に詳しく書いておくとか、そういう形で実務的な指針を示すのも一つのアイデアではないかなと思っています。捜査機関の方々も、条例の解説はおそらく参考にされると思いますので、そこに書いておくと、一定の効果が期待できるのではないかと。少なくとも大阪府としては、そういう説明は必要だとは思います。ですので、この場で出た、処罰すべきでないようなケースを書いておくことは、やるべきだと思います。

部会長　条文で何らかの限定をすべきだということは、当然必要であるというご意見だと思いますが、限定する場合、最初に曽我部先生が言われたような、目的で限定するというやり方もあると思うのですけれど、そういう主観で限定するよりも、客観で限定するほうがふさわしいという気はします。

委　員　それはもうおっしゃる通りです。

部会長　例えば、「専ら自己の性欲を満たす目的で」という条文の書き方と、「抗拒困難に乗じて」という条文の書き方を比べてみると、抗拒困難の方が客観的に限定しやすいと思います。断りづらいというか、抵抗しづらいような状況に乗じてと言えるかなと思うのですが。

委　員　であれば、困惑に乗じてと書けばいいのでは。

部会長　そういう形で限定するかどうか。単に他府県みたいに「専ら性欲を充足する目的で性行為する」とかいうのは、あまりにも条文として広がりすぎるというか、無限定な感じがする。

委　員　困惑させてという現行の文言を、困惑に乗じてとすると、実務がそれで、どれぐらい変わるのかはわからないですね。

今までの起訴状ですと、困惑させる具体的な行為を特定しないといけないと考えているのでしょう。「乗じて」であれば、そういう状態であればいいので、一応机上の議論としては、区別は可能だと認識するのですが、実際問題、どれぐらい運用が変わるのかという疑問があるので、なかなかそういう文言も積極的には提案しづらいところです。

委　員　ずっと考えていたのが、部活合宿で起き得る話。先輩と後輩の特別な権力関係があって、夜に1人で来いと言われ、困惑して、断るに断れない。1人で来いっていうのは、完全に先輩側の不当な手段です。

ただ、2人が恋愛関係とか言うならば、そこには不当性があまりないから表に出てこない。お互い同意していたとなるのでしょう。ただ、片方が嫌だというときにはきっと表で出てくる。それをうまく拾える言葉は何でしょうか。困惑に乗じてというのは結構ありそうな気がします。また、少年スポーツの指導者により、高校生だけではなくて、小学生、中学生も被害に遭ってという話は聞いたことがあります。

部会長　13歳未満の場合、直ちに刑法犯になりますが、13歳以上で18歳未満、当然高校生の場合は、一応同意はあるわけです。形式的には、同意はあるわけで、そういうケースをどう考えるか。それから、もうひとつは、最初はお互い付き合っていて、二、三ヶ月経って心変わりして、二股かけて、捨てられたという場合どう考えるかですね。最初は真剣に恋人同士で付き合っていた。途中で心がわりして捨てられたというのは、これもやっぱり専ら自己の性欲を満たす目的でということになるのでしょうか。

運用によっては「専ら性欲を満たす目的で」となると、威迫・欺罔・困惑も別にいらないことになり、全部それでいけることにはなりませんか。

委　員　専ら性的欲望を満たす目的については、最高裁判決は目的とはされてなくて、「そういう対象として扱っているとか認められない」と、客観的にそう見えるものを示しています。

部会長　最高裁判決の趣旨はそうですね。

委　員　一応例示列挙はされていますが、未成熟に乗じたというのは、先ほど述べたように、判断能力が比較的ある、なしの上下のような関係にあることをある程度想定していると思うので、そういったところで区切ると思っています。ですので、あまり無限定に広がっていくということはないのかなと考えています。

判断能力は12歳、13歳と上がっていきますが、限りがある。その判断能力が備わってない未成熟な状況に乗じて、利用してというものが不適切だと思うのですが、それをどう盛り込むかは難しいです。ただ先ほど申し上げたように、こういったものを規制するとなると、ある程度最高裁判決にも準じた形になるだろうと思います。それをもって部会長が心配されているような事案まで罰していくことにはならないのだろうと思います。先ほどのご意見の中にあったように、解説等で例示する中で、ある程度絞っていけるのかなと思います。

部会長　最高裁の判決と大阪の条例を比べてみると、心身の未熟に乗じた不当な手段により行う性交、性交類似行為という部分が、条例には抜けている。今先生がおっしゃったのでいうと、これを入れるとかなりカバーできるのではないですか。

委　員　私が以前申していた件で、心身の未成熟、判断能力の未成熟に乗じたという形である程度救えるのではないかと思います。ただ、法律の専門家が来られたとき、それではあまり現状と変わらないという話があって、であればもう少し広く取らなければいけないとも考えます。

そうなると、最高裁判決の例示列挙のほうが範囲が広がって、なおかつ、ある程度限定をかけられるので良いのかなと考えているところです。

「未成熟に乗じた」だけを追加しても、条文上は広げたように見せて、実務上は何も変わらないというのであれば、意味がないと思っております。

委　員　今先生がおっしゃった、威迫・欺罔・困惑とか、未成熟に乗じた不当な手段とか、現行条例だと威迫・欺罔・困惑に限定していますけど、最高裁だと例示であって、その他心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交、性交類似行為と言っているので、こういう形で広げるかどうかということは、一つの検討事項ですね。

これに後段の「自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められない」を入れるかどうか二つ目の検討事項ですね。最高裁がこの解釈で不明確でないと言っているので違憲にされることはないということですね。

部会長　先生がこれを言われたときに、法律の専門家が、実務は変わらないとおっしゃったのはどういう趣旨ですか。

委　員　現行の規定の威迫・欺き・困惑に加えて、「心身の未成熟に乗じて」を入れると、起訴されていない今の状況は少し変わりますかとお尋ねしたら、変わらないでしょうねと言われました。

部会長　私はそうは思わないですね。

委　員　そこはあくまでも法律の専門家の感覚だと思うので、実際どうなのかを聞いてみたいなと思うのですけども。

部会長　心身の未成熟に乗じた不当な手段というのは、最高裁の判例に依拠した表現ですし、今の大阪府の条例よりも若干広がることはじゃないかなと思いますね。且つ、単に自己の性欲を満足させるためっていう曖昧な表現は回避できて、今のところ、これが妥当かなと個人的にはそういう気持ちに傾いてきました。先ほど「抗拒困難に乗じて」と言いましたけど、それもそういう趣旨です。部会案としてまとめるとしたら、この「心身の未成熟に乗じた不当な手段」を追加するというのはいかがですか。

委　員　追加することによって、どこまで救えるかによると思います。それで今私が心配しているような事案がしっかり救えるのであれば良いのですが。子どもは自分も大人になったような気で恋愛しているつもりだけど、大人側はそうではないというような事案。

部会長　それは、行為者の方はそういう気持ちはないのですか。

委　員　ある場合もあると思いますが、年齢によるのでは。例えば10代前半と20代後半って、それ本当に真摯な恋愛なのかと。ケースバイケースの判断だろうと思いますが。真摯な恋愛かというのも難しいですし、結婚を前提にしなきゃいけないのかとかいうところもあると思う。大人の方も好きだからしたと言うけども、そこに将来もずっと付き合っていくほどの恋愛感情はどう見てもないというような事案。相手がタレントとかではなくても、少女特有の大人に対する憧れとか、自分も早く大人になりたいという感情につけ込まれるというような状態は、今まで救えていなかった部分だと思うので、それを救うための条文であれば、先ほどの「未成熟に乗じた」というもので、きっちり今後カバーできていけるというのであれば、それは構わないのかなというのが、もともとの私の意見ではあったわけです。ただ、どこまでカバーできるのかによります。

部会長　先ほどの意見にあったように、条例の解釈で明記するというのも一つの方法かなと。

委　員　今おっしゃった例は、処罰に値すると思えません。男性側が騙すといったことがあれば別ですが。

部会長　そこは曖昧な部分は入らざるを得ないですよね。例えば、名誉毀損だって曖昧な概念ですので、わいせつって言ったらものすごく曖昧な概念ですから、そこは避けることはできない。

委　員　かなり個別具体的な事情がないと、処罰に値するかどうかは判断できないと思います。委員が処罰すべきではないっていった事案として想定されているものと、私が想定しているものは多分違うと思います。

私はＳＮＳとかで出会って、お喋りしましょうみたいな感じで、表面的な会話をしているだけで本当に人を好きになれるのかと思います。人となりはわからないわけで、それで会ってすぐに性行為に至るというのは、好きだと言っていても、何を好きなのだろうと思う。それは決して真摯な恋愛だとは言えないと思います。ちゃんと会って、さらに仲を深めていってということであれば、話が違うのかなと思うのですが。

ＳＮＳで出会って、ＬＩＮＥとかでお互いを好きなどと言って、会ってすぐというのは、違うと思うのです。私は、それは処罰対象になってしかるべきだと思っています。

部会長　今議論しているのは、「心身の未成熟に乗じた不当な手段」でカバーできるかどうかっていうことですよね。

委　員　そうですね。要するに子どもの方は、ＬＩＮＥで好きだって言われたら、好かれているんだと思って、会ってすぐ性行為をするという事案も現にあるわけで、それはやはり未成熟ですよね。そういうことを大人側が多分わかってやっているので、それは判断能力や心身の未成熟に乗じたというので、処罰できるのではないかなという考えです。

京都府条例の「精神的知的未熟もしくは情緒的不安定に乗じて」のような、未成熟に乗じたという表現が良いのではないかなと思っています。

委　員　子どもの未熟さに乗じて不当な手段、というのが、もう一つわかりにくい。前に三つの例示が出ているからこそ、手段が見えてくる。これをなしにして、不当な手段となったら、解釈はいっぱいありますよね。だから千葉県条例にも例示が入っているんですよね。

部会長　これを議論しだすとまとめるのが難しいと思うんですけど、とりあえず今のところは、「心身の未成熟に乗じた不当な手段」を付け加えるということで、かなりカバーできるのではないかというところに、だんだん意見が収斂してきているように思います。

委　員　一点、「未成熟に乗じて」という表現を入れるのであれば、乗じた「不当な手段」は入れない方が良いと思います。「乗じて行った場合」という方が、私はいいのかなと思います。

委　員　前に欺罔・困惑させがあるから、整理しないといけませんね。

委　員　京都府条例はないですよね。

委　員　なんの例示もない。千葉県は外している。

事務局　今いろいろご意見いただき、青少年の「心身の未成熟に乗じて」を付け加えるというご意見をいただきました。ご意見としては、「単に自己の性的欲望を満足させる対象として扱っているとしか認められないような行為」という部分も条文の中には落とし込んだ上で、その例示として今おっしゃっている「心身の未成熟に乗じて」を入れていくというイメージですか。

部会長　いや、趣旨としては、皆さんがどうかわかりませんが、「青少年を単に自己の性的欲望を満たすための対象としてしか扱っていない行為」というのは一般論。そのなかの、特に「威迫・欺罔・困惑など未成熟に乗じた性交、あるいは性交類似行為」これを条文で規定すべきではないかというのが、私の理解です。

事務局　例示するのではなくて、具体的な手段のみを規定するということですか。

委　員　最高裁の前段後段は別々のものではないですか。「Ａのほか、Ｂ」なので、ＡとＢは別物だっていう。千葉県条例は句読点を取っているので、例示のような雰囲気を醸し出している。だから、「誘惑し威迫し欺罔し困惑させる等、その心身の未成熟に乗じた不当な手段に行う性交または性交類似行為」と「自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交または性交類似行為」というのは別々ではないのですか。2類型あるというのが私の理解です。そして、今は前半のみを取るという話になっています。後半の類型は非常に不明確なので、刑罰法規として規定するには躊躇があるということです。最高裁は不明確でないと言っているので、良いのかもしれないのですけれど。

事務局　最高裁判決についていろんな解釈があるので、前回の特別部会で整理したく、資料3を確認させていただいたところだったのですが、前半の第一類型と後半の第二類型という形で二つが完全にわかれているということではなく、後段の「青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交また性交類似行為」の例示として、前段の「誘惑し威迫し欺罔し又は困惑させる等、その心身の未成熟に～」があるという解釈なのか、というところを確認させていただいた認識ではあったのですが、そうではなく、二つの類型があるということですか。

委　員　後者の方が広くて、前者を含むと思うのですけれども、多分前半は手段に着目していて、後半は目的に着目している。目的をはじめとして全体的な事情でこうとしか認められないようなというので、よりぼやっとした観点から、定義していると思います。その結果として、範囲としては後者の方が広く、前者をほとんど含んでいると思うわけです。

そういう意味で結果として例示になっているということかもしれませんが、判決の文言そのものは例示としての書きぶりでないと思います。

ここでの議論は前半だけを取るということなので、結局、狭い定義を取ったらどうかっていう意見が出ているということではないですか。

部会長　いや実際問題として、この最高裁の判例で言うと、「青少年を単に自己の性的欲望を満たすためだけに扱っているとしか認めないような性交」というのが、この「誘惑・威迫・欺罔・困惑、未熟に乗じたもの」以外に具体的にどんなものがあるか私はイメージできないんです。どんなものがありますかね。

事務局　地検の方が来られた時に、最高裁判決は前半と後半の類型がある中で、大阪府は前半部分しか規制の対象になっていないというご意見を言われていたと思います。先生方がおっしゃった、前半だけになると、運用はどうなるのでしょうか。

部会長　条例に「未熟に乗じて」が入っていなかったからそう言われたのではないかなと。「未熟に乗じて」を入れてしまうと、他にどんなのが残るかなと。

この威迫・欺罔・困惑というのは、未成熟に乗じたことの例示です。例えば、前提には18歳未満との性行為はそもそも問題だというのが出発点ですよね。多くの県のような一般的な禁止規定ではあまりにも対象が広すぎるので、乗じたものだけに限定しましょうということで、乗じたというのがどういうものかというと、威迫・欺罔・困惑のようなものです。

もう時間も迫っていますので、本当は結論をまとめるとこまでいけば理想だけれど、意見が別れていますので、かなり一致したところとしては、現行の条文に「心身の未熟に乗じて行う」というのを追加するというので、処罰すべき範囲はかなりカバーできるようになるということかと思います。

事務局　その文言を入れることで、昭和60年判決の範囲は網羅されているというふうに、運用としては考えてもいいのですか。

部会長　この60年判決というのは、福岡の条例についての判断だから、福岡の条例における淫行というのは、「青少年を単に自己の欲望を満たすためのものとしてしか扱っていない」ものはそこに含まれているという判断です。大阪はそうじゃない、そこまでは条文としては過度のものになっているんだという判断です。

委　員　福岡の判決ですが、他府県でも同じような解釈で運用しています。大阪はどこまで限定すべきなのかまた考えなければならないですよね。

事務局　委員がおっしゃるように、他府県の条文は今も昭和60年最高裁判決のところを起点において運用されていますけれど、部会長は、大阪はより限定するべきというご意見ですか。

部会長　「淫行や淫らな性行為を行ってはならない」という条例が多く、それは全部最高裁と同じ解釈で運用されています。しかしながら、大阪ではそこまで広くはとらないということです。

事務局　まだ意見が全員一致ではないと思いますが。

部会長　「未成熟に乗じた」というのを入れることによって、かなりのものがとれるようになるのではないかと。そんなに不都合はないのではないかということで、他府県と遜色が出てくることはないのではないかと。

委　員　京都府の条文が「未成熟に乗じて」となっていますが、単純な想定ですが、検挙人員を見ると、京都府は13件、大阪2件、人口が3倍以上なので、単純計算で40、50件にはなる。そうすると他府県に突出して少ないことにはならないのかなという気はします。ですから、「乗じて」でもある程度立件できると思います。いろいろ異論はあるでしょうけれども、とりあえず部会としては、ほぼまとまっている感じがします。

部会長　一挙に範囲が広がるよりも、少しずつでいんじゃないですか。大阪府はずっと限定してきたわけだから、「未熟に乗じて」でかなりカバーできると思います。時間も迫ってきましたので、今のような形で、部会案とさせていただいてよろしいですか。

委　員　処罰すべきような事案なのに、「未熟に乗じて」では拾いきれなかったものがあるのであれば、そこは入れた方がいいと思いますそこがはっきりしないと最終的な判断をしかねます。

部会長　では委員の意見も併記するという形で。

事務局　先ほどのご発言と、本日欠席の他の委員の意見も含めてまとめたものを総会に提言して、議論いただくという方向ですね。

部会長　そういった形で、総会に提言させていただきます。

次に、自画撮り以外の性的搾取の対応について、事務局から資料4の説明をお願いします。

事務局　資料4について説明

部会長　これについて何かご意見ございますか。

委　員　特に異論はないのですが、氏名公表について、制裁として過重であるっていう理由がついていますが、そもそも氏名がわからないという問題があるのも書いていただく必要があると思います。

委　員　どう働きかけるかが求められますね。今までように啓発すべきというだけでは済まない状況の中にあって、大阪府として何をどう発信するか、具体的に子どもたちにどんな教育プログラムを提供するか、大人に対してどういうアクションを起こすか、これは条例の改正も含めて、一気にやらないと駄目です。

知事や市長は大変メッセージ性が高い人たちなので、実はあんな方々がはっきりと打ち出せば、学校現場は結構教育がやりやすい。何かそういうものがあればいいなと思います。

部会長　今のご意見を含めて提言出していくということにします。

それでは、以上のご議論、貴重なご意見いただきまして、この内容で報告書をまとめ、総会に部会報告書として提出します。

事務局　それでは、これをもちまして大阪府青少年育成審議会第5回特別会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。